

湯河原町火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
目次 第 1 章 (略) 第 3 章 (略) <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第 29 条の 2 ～ 第 29 条の 7)</u> 第 4 章 (略) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (6) (略) <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>	目次 第 1 章 (略) 第 3 章 (略) <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第 29 条の 2 ～ 第 29 条の 7)</u> <u>第 3 章の 3 林野火災の予防 (第 29 条の 8 ・ 第 29 条の 9)</u> 第 4 章 (略) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する警報 <u>(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (6) (略) <u>第 3 章の 3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</u> <u>第 29 条の 8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町長が指定する区域</u>	削る

現 行	改 正 後	備 考
(屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。	<u>内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第1項</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関す	

現 行	改 正 後	備 考
(4) (略) (6) (略) 2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発 するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようと する者は、あらかじめ、その旨を 消防長に届け出なければならない 。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は 火炎を発するおそれのある行 為 (2) (略) (6) (略)	ること。 (4) (略) (6) (略) 2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発 するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようと する者は、あらかじめ、その旨を 消防長に届け出なければならない 。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は 火炎を発するおそれのある行 為 <u>(たき火を含む。)</u> (2) (略) (6) (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそ れぞれの行為について、届出の対 象となる期間及び区域を指定する ことができる。</u> 附 則 この条例は、令和8年1月1日か ら施行する。	